水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和７年１０月）　新旧対照表（令和７年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
P3-3-27			表の変更 除雪区分の変更

旧

振興局	市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
宗谷	幌延町	５cm以上１０cm未満	(2) 8	(6) 7	(8) 7	(6) 7	(3) 7
		１０cm以上３０cm以下	(2) 20	(4) 10	(4) 10	(3) 10	(1) 20
		３１cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	20	40	60	30
オホーツク	網走市	５cm以上１０cm未満	(1) 7	(2) 6	(4) 6	(3) 7	(2) 6
		１０cm以上３０cm以下	(−) −	(3) 10	(2) 20	(1) 20	(1) 20
		３１cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	10	30	40	30
	斜里町	５cm以上１０cm未満	(1) 6	(3) 6	(5) 6	(4) 6	(3) 6
		１０cm以上３０cm以下	(−) −	(2) 20	(1) 10	(1) 10	(1) 20
		３１cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	10	20	30	20
	小清水町	５cm以上１０cm未満	(1) 6	(3) 6	(5) 6	(4) 6	(3) 6
		１０cm以上３０cm以下	(−) −	(2) 20	(1) 10	(1) 10	(1) 20
		３１cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	10	20	30	20
	佐呂間町	５cm以上１０cm未満	(1) 7	(4) 7	(4) 7	(3) 6	(3) 7
		１０cm以上３０cm以下	(1) 10	(3) 20	(3) 20	(2) 10	(2) 20
		３１cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	20	40	60	50
	湧別町	５cm以上１０cm未満	(2) 8	(5) 7	(5) 7	(4) 7	(2) 7
		１０cm以上３０cm以下	(1) 20	(2) 10	(2) 20	(2) 10	(1) 20
		３１cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	20	40	50	40
	紋別市	５cm以上１０cm未満	(1) 5	(4) 7	(4) 7	(4) 7	(2) 7
		１０cm以上３０cm以下	(1) 10	(1) 10	(3) 20	(2) 10	(2) 20
		３１cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	10	30	40	30
	興部町	５cm以上１０cm未満	(2) 7	(4) 7	(5) 6	(3) 8	(2) 7
		１０cm以上３０cm以下	(−) −	(2) 10	(2) 20	(2) 20	(2) 20
		３１cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	10	30	50	30
	雄武町	５cm以上１０cm未満	(2) 7	(4) 7	(5) 6	(3) 8	(2) 7
		１０cm以上３０cm以下	(−) −	(2) 10	(2) 20	(2) 20	(2) 20
		３１cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	10	30	50	30
十勝	大樹町	５cm以上１０cm未満	(1) 7	(1) 6	(2) 6	(1) 6	(1) 7
		１０cm以上３０cm以下	(−) −	(2) 20	(3) 20	(3) 20	(2) 20
		３１cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	10	40	60	50
	浦幌町	５cm以上１０cm未満	(−) −	(−) −	(2) 7	(2) 6	(1) 7
		１０cm以上３０cm以下	(−) −	(1) 10	(1) 10	(1) 20	(−) −
		３１cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	10	20	30	10
	豊頃町	５cm以上１０cm未満	(−) −	(−) −	(2) 7	(2) 6	(1) 7
		１０cm以上３０cm以下	(−) −	(1) 10	(1) 10	(1) 20	(−) −
		３１cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	10	20	30	10
	広尾町	５cm以上１０cm未満	(−) −	(2) 6	(2) 7	(2) 7	(1) 7
		１０cm以上３０cm以下	(−) −	(2) 20	(3) 20	(2) 20	(2) 20
		３１cm以上	(−) −	(−) −	(1) 40	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	10	30	50	40

新

振興局	市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
宗谷	幌延町	５cm以上１０cm未満	(1) 7	(7) 7	(7) 7	(6) 7	(4) 6
		１０cm以上３０cm未満	(1) 20	(7) 20	(6) 20	(3) 10	(2) 10
		３０cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	30	80	90	60
オホーツク	網走市	５cm以上１０cm未満	(−) −	(3) 6	(4) 7	(4) 6	(2) 7
		１０cm以上３０cm未満	(−) −	(1) 10	(2) 20	(2) 10	(1) 20
		３０cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	10	30	30	20
	斜里町	５cm以上１０cm未満	(−) −	(6) 7	(6) 6	(5) 7	(3) 7
		１０cm以上３０cm未満	(−) −	(3) 20	(4) 20	(3) 20	(2) 20
		３０cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	20	50	60	50
	小清水町	５cm以上１０cm未満	(−) −	(3) 7	(4) 7	(4) 7	(3) 7
		１０cm以上３０cm未満	(−) −	(2) 20	(3) 20	(2) 20	(1) 20
		３０cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	10	40	50	40
	佐呂間町	５cm以上１０cm未満	(−) −	(3) 6	(5) 6	(4) 7	(3) 6
		１０cm以上３０cm未満	(−) −	(3) 20	(4) 20	(3) 10	(2) 20
		３０cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	10	40	60	50
	湧別町	５cm以上１０cm未満	(1) 5	(4) 7	(4) 6	(4) 7	(3) 7
		１０cm以上３０cm未満	(−) −	(3) 20	(3) 20	(3) 10	(2) 20
		３０cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	10	40	60	40
	紋別市	５cm以上１０cm未満	(1) 5	(5) 7	(4) 6	(4) 7	(2) 7
		１０cm以上３０cm未満	(−) −	(3) 10	(4) 20	(3) 10	(1) 20
		３０cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	10	50	60	40
	興部町	５cm以上１０cm未満	(1) 5	(5) 7	(5) 7	(5) 7	(3) 7
		１０cm以上３０cm未満	(1) 10	(3) 20	(3) 20	(2) 10	(1) 20
		３０cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	10	50	60	40
	雄武町	５cm以上１０cm未満	(−) −	(5) 6	(5) 7	(5) 7	(3) 7
		１０cm以上３０cm未満	(−) −	(2) 20	(3) 20	(1) 10	(1) 20
		３０cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	10	40	50	30
十勝	大樹町	５cm以上１０cm未満	(−) −	(1) 6	(3) 6	(1) 7	(1) 7
		１０cm以上３０cm未満	(−) −	(1) 20	(2) 20	(2) 20	(2) 20
		３０cm以上	(−) −	(−) −	(1) 30	(−) −	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	−	30	50	40
	浦幌町	５cm以上１０cm未満	(−) −	(1) 7	(2) 8	(1) 6	(1) 6
		１０cm以上３０cm未満	(−) −	(−) −	(1) 20	(1) 20	(−) −
		３０cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(−) −	(1) 40
		着工時除雪(平均積雪深)	−	−	20	30	20
	豊頃町	５cm以上１０cm未満	(−) −	(1) 7	(3) 7	(1) 7	(1) 7
		１０cm以上３０cm未満	(−) −	(1) 10	(2) 20	(2) 20	(1) 10
		３０cm以上	(−) −	(−) −	(1) 30	(−) −	(1) 40
		着工時除雪(平均積雪深)	−	−	30	40	30
	広尾町	５cm以上１０cm未満	(−) −	(−) −	(2) 6	(2) 6	(1) 7
		１０cm以上３０cm未満	(−) −	(1) 20	(3) 20	(1) 20	(2) 20
		３０cm以上	(−) −	(−) −	(−) −	(1) 40	(−) −
		着工時除雪(平均積雪深)	−	−	30	50	30

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和７年１０月）　新旧対照表（令和７年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
P3-3-28			表の変更 除雪区分の変更

旧

振興局	市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
釧路	釧路市	５cm以上１０cm未満	(－)　－	(－)　－	(１)　７	(２)　７	(－)　－
		１０cm以上３０cm以下	(－)　－	(１)　２０	(１)　２０	(－)　－	(１)　１０
		３１cm以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
		着工時除雪(平均積雪深)	－	１０	１０	２０	１０
	釧路町	５cm以上１０cm未満	(－)　－	(－)　－	(１)　７	(２)　７	(－)　－
		１０cm以上３０cm以下	(－)　－	(１)　２０	(１)　２０	(－)　－	(１)　１０
		３１cm以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
		着工時除雪(平均積雪深)	－	１０	１０	２０	１０
	白糠町	５cm以上１０cm未満	(１)　６	(１)　７	(２)　６	(２)　６	(１)　６
		１０cm以上３０cm以下	(－)　－	(１)　２０	(２)　２０	(１)　１０	(１)　２０
		３１cm以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
		着工時除雪(平均積雪深)	－	１０	２０	３０	２０
	厚岸町	５cm以上１０cm未満	(－)　－	(２)　７	(２)　７	(２)　６	(２)　６
		１０cm以上３０cm以下	(－)　－	(１)　２０	(１)　２０	(１)　１０	(１)　２０
		３１cm以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
		着工時除雪(平均積雪深)	－	１０	３０	４０	３０
	浜中町	５cm以上１０cm未満	(１)　５	(１)　７	(３)　７	(２)　６	(２)　７
		１０cm以上３０cm以下	(－)　－	(１)　２０	(１)　１０	(１)　１０	(１)　２０
		３１cm以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
		着工時除雪(平均積雪深)	－	１０	２０	４０	２０
根室	根室市	５cm以上１０cm未満	(－)　－	(１)　７	(２)　７	(１)　７	(２)　７
		１０cm以上３０cm以下	(－)　－	(１)　２０	(２)　１０	(２)　１０	(１)　２０
		３１cm以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
		着工時除雪(平均積雪深)	－	１０	１０	２０	１０
	別海町	５cm以上１０cm未満	(１)　７	(１)　７	(３)　６	(３)　８	(１)　５
		１０cm以上３０cm以下	(－)　－	(２)　２０	(２)　２０	(１)　２０	(２)　２０
		３１cm以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
		着工時除雪(平均積雪深)	－	２０	３０	５０	４０
	標津町	５cm以上１０cm未満	(１)　６	(２)　８	(３)　６	(１)　７	(１)　８
		１０cm以上３０cm以下	(－)　－	(２)　２０	(２)　２０	(２)　１０	(２)　２０
		３１cm以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
		着工時除雪(平均積雪深)	－	１０	３０	４０	４０
	羅臼町	５cm以上１０cm未満	(２)　６	(７)　７	(８)　７	(４)　７	(３)　７
		１０cm以上３０cm以下	(１)　２０	(４)　１０	(４)　１０	(３)　２０	(２)　２０
		３１cm以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
		着工時除雪(平均積雪深)	－	２０	４０	５０	４０

凡　例

振興局	市町村名	除雪区分	１２月 (回数)降雪深
留萌	留萌市	５cm以上１０cm未満	(５)　６
		１０cm以上３０cm以下	(５)　１０
		３１cm以上	(－)　－
		着工時除雪(平均積雪深)	２０

１２月の降雪回数を表す。　５回
平均降雪深を表す。　６cm
１２月に平均降雪深６cmの雪が５回降ることを表す
平均積雪深を表す。２０cm

新

振興局	市町村名	除雪区分	１１月 (回数)降雪深	１２月 (回数)降雪深	１月 (回数)降雪深	２月 (回数)降雪深	３月 (回数)降雪深
釧路	釧路市	５cm以上１０cm未満	(－)　－	(１)　７	(２)　７	(１)　７	(１)　－
		１０cm以上３０cm未満	(－)　－	(１)　１０	(２)　２０	(１)　２０	(１)　２０
		３０cm以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
		着工時除雪(平均積雪深)	－	－	２０	４０	３０
	釧路町	５cm以上１０cm未満	(－)　－	(１)　７	(２)　７	(１)　７	(１)　６
		１０cm以上３０cm未満	(－)　－	(１)　１０	(２)　２０	(１)　２０	(１)　２０
		３０cm以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
		着工時除雪(平均積雪深)	－	－	２０	４０	２０
	白糠町	５cm以上１０cm未満	(－)　－	(１)　７	(１)　７	(１)　６	(１)　６
		１０cm以上３０cm未満	(－)　－	(－)　－	(２)　２０	(１)　２０	(１)　２０
		３０cm以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
		着工時除雪(平均積雪深)	－	－	２０	４０	２０
	厚岸町	５cm以上１０cm未満	(－)　－	(１)　７	(１)　７	(１)　６	(１)　６
		１０cm以上３０cm未満	(－)　－	(１)　１０	(２)　１０	(２)　２０	(１)　２０
		３０cm以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
		着工時除雪(平均積雪深)	－	－	３０	４０	２０
	浜中町	５cm以上１０cm未満	(－)　－	(１)　７	(２)　７	(２)　７	(１)　６
		１０cm以上３０cm未満	(－)　－	(１)　１０	(２)　２０	(２)　２０	(１)　２０
		３０cm以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
		着工時除雪(平均積雪深)	－	－	３０	４０	３０
根室	根室市	５cm以上１０cm未満	(－)　－	(１)　７	(２)　６	(２)　７	(１)　７
		１０cm以上３０cm未満	(－)　－	(１)　１０	(１)　２０	(１)　２０	(１)　２０
		３０cm以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
		着工時除雪(平均積雪深)	－	－	２０	３０	２０
	別海町	５cm以上１０cm未満	(－)　－	(２)　７	(２)　７	(２)　７	(１)　５
		１０cm以上３０cm未満	(－)　－	(１)　１０	(２)　２０	(２)　２０	(２)　１０
		３０cm以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
		着工時除雪(平均積雪深)	－	１０	３０	５０	４０
	標津町	５cm以上１０cm未満	(－)　－	(４)　７	(４)　７	(３)　７	(２)　７
		１０cm以上３０cm未満	(－)　－	(２)　２０	(４)　２０	(２)　２０	(２)　２０
		３０cm以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
		着工時除雪(平均積雪深)	－	１０	４０	６０	５０
	羅臼町	５cm以上１０cm未満	(－)　－	(５)　７	(６)　６	(２)　６	(２)　６
		１０cm以上３０cm未満	(－)　－	(４)　２０	(５)　２０	(２)　２０	(２)　２０
		３０cm以上	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－	(－)　－
		着工時除雪(平均積雪深)	－	２０	５０	７０	５０

凡　例

振興局	市町村名	除雪区分	１２月 (回数)降雪深
留萌	留萌市	５cm以上１０cm未満	(７)　７
		１０cm以上３０cm未満	(８)　２０
		３０cm以上	(１)　４０
		着工時除雪(平均積雪深)	５０

１２月の降雪回数を表す。　７回
平均降雪深を表す。　７cm
１２月に平均降雪深７cmの雪が７回降ることを表す
平均積雪深を表す。５０cm

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和７年１０月）　新旧対照表（令和７年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁

第4章　市場単価
目次

旧

１．　市場単価の調査方法及び決定方法 ---------- ４－１－１
１－１　市場単価の調査方法 ---------- ４－１－１
１－２　市場単価の決定方法 ---------- ４－１－１
１－３　適用にあたっての主な留意事項 ---------- ４－１－１
１－４　市場単価の公表 ---------- ４－１－１
１－５　用語の定義 ---------- ４－１－１
２　市場単価により積算を行う工種 ---------- ４－１－２

参考資料 ---------- ４－１－３

補足資料 ---------- ４－１－10

新

１．　市場単価の調査方法及び決定方法 ---------- ４－１－１
１－１　市場単価の調査方法 ---------- ４－１－１
１－２　市場単価の決定方法 ---------- ４－１－１
１－３　適用にあたっての主な留意事項 ---------- ４－１－１
１－４　市場単価の公表 ---------- ４－１－１
１－５　用語の定義 ---------- ４－１－１
２　市場単価により積算を行う工種 ---------- ４－１－２

参考資料－１　鉄筋工 ---------- ４－１－４
参考資料－２　異形ブロック製作工 ---------- ４－１－８

補足資料－１　市場単価 ---------- ４－１－11

摘要

記載の修正
頁数の修正

P4-1-2

２　市場単価により積算を行う工種

本積算基準における市場単価は下記の○印の工種を対象とし、これ以外の工種については適用できない。

市場単価適用工種一覧

項　　目	コンクリート工				事業損失防止施設費	安全費	摘要
	鉄筋工	吊鉄筋工	型枠工	コンクリート打設工	汚濁防止膜設置撤去移設 汚濁防止枠設置撤去	灯浮標設置撤去	
魚礁工							
・魚礁製作工	○	○					鉄筋工・吊鉄筋工は「土木工事・鉄筋工（一般構造物）」を適用する。
増殖場工							
・着定基質製作工	○	○	○	○			鉄筋工・吊鉄筋工は「土木工事・鉄筋工（一般構造物）」を適用する。 魚礁工によるものはそれに従う。
・人工干潟（アサリ礁造成）							
共通仮設費 事業損失防止施設費							
・汚濁防止膜設置･撤去･移設工					○		
・汚濁防止枠設置撤去工					○		
・汚濁防止膜保守管理					○		
安全費							
・灯浮標設置撤去						○	

２　市場単価により積算を行う工種

本積算基準における市場単価は下記の○印の工種を対象とし、これ以外の工種については適用できない。

市場単価適用工種一覧

項　　目	鉄筋工	吊鉄筋工	型枠工	コンクリート打設工	汚濁防止膜工	汚濁防止枠工	灯浮標設置撤去工	摘要
魚礁工								
・魚礁製作工	○	○						鉄筋工・吊鉄筋工は「土木工事市場単価・鉄筋工（一般構造物）」を適用する。
増殖場工								
・着定基質製作工	○	○	○	○				鉄筋工・吊鉄筋工は「土木工事市場単価・鉄筋工（一般構造物）」を適用する。 魚礁工によるものはそれに従う。
・人工干潟（アサリ礁造成）								
共通仮設費 事業損失防止施設費								
・汚濁防止膜設置･撤去･移設					○			
・汚濁防止枠設置･撤去						○		
・汚濁防止膜保守管理					○			
安全費								
・灯浮標設置撤去							○	

表の見直し

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和７年１０月）　新旧対照表（令和７年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁：第5章間接工事費の施工歩掛 1節　回航・えい航費 P5-1-9

旧

（２）労務費
労務費＝（※労務単価＋乗船手当）×乗組員数×供用日数（N_1）　（小数１位切捨て）
※労務単価は「第２章　１節　２－１－２労務単価の補正　４）２交代制の場合の労務単価」による。
①回航用引船の乗組員数は**「回航用引船歩掛表」**による。
②乗船手当は、供用日数（N_1）が、１日未満の場合は乗船手当を計上しない。
③自力回航船舶の乗組員数は「単価表」の内訳数量による。
ただし、潜水士船の乗組員数は、「潜水士船歩掛表」によるものとする。

（３）上乗費
上乗費＝（※労務単価＋乗船手当）×上乗員数×供用日数（N_1）　（小数１位切捨て）
※労務単価は「第２章　１節　２－１－２労務単価の補正　４）２交代制の場合の労務単価」による。
①被回航船舶等のうち主作業船については、回航中の保安要員として乗組員のうち船団長１名と普通船員２名を乗船させることを標準とする。
ただし、保安要員は、船の大きさ、回航距離、経路等により増減することができる。
②乗船手当は、供用日数（N_1）が、１日未満の場合は乗船手当を計上しない。

新

（２）労務費
労務費＝※労務単価　×乗組員数×供用日数（N_1）　（小数１位切捨て）
※労務単価は「第２章　１節　２－１－２労務単価の補正　４）２交代制の場合の労務単価」による。
①回航用引船の乗組員数は**「回航用引船歩掛表」**による。
②自力回航船舶の乗組員数は「単価表」の内訳数量による。
ただし、潜水士船の乗組員数は、「潜水士船歩掛表」によるものとする。

（３）上乗費
上乗費＝※労務単価　×上乗員数×供用日数（N_1）　（小数１位切捨て）
※労務単価は「第２章　１節　２－１－２労務単価の補正　４）２交代制の場合の労務単価」による。
①被回航船舶等のうち主作業船については、回航中の保安要員として乗組員のうち船団長１名と普通船員２名を乗船させることを標準とする。
ただし、保安要員は、船の大きさ、回航距離、経路等により増減することができる。

摘要

乗船手当の削除

P5-1-10

旧

（６）乗船手当
乗船手当は、下表のとおりとする。

職　種	乗船手当	摘　要
船団長	2,854円	金額は、消費税を含まない金額である。
高級船員	2,854円	
普通船員	2,854円	

新

摘要

乗船手当の削除

P5-1-15

旧

２－３－７　代価表
１）回航費　１回当り

名　称	形状寸法	単位	数　量	摘　要
艤装費		式	1	Ｊ２１０１１
引船運転費	損料含む	〃	1	Ｊ２１０２１
被えい船運転費	損料含む	〃	1	Ｊ２１０４０
回航保険料		〃	1	Ｊ２１０１２
検査料		〃	1	見積もりによる
旅費等		〃	1	Ｊ２１０７１～２
計				

注）１　回航費は、原則として往復の費用を計上する。
　　２　検査料、旅費等は、現場条件により計上する。

新

２－３－７　代価表
１）回航費　１回当り

名　称	形状寸法	単位	数　量	摘　要
艤装費		式	1	Ｊ２１０１１
引船運転費	損料含む	〃	1	Ｊ２１０２１
被えい船運転費	損料含む	〃	1	Ｊ２１０４０
回航保険料		〃	1	Ｊ２１０１２
検査料		〃	1	見積もりによる
旅費等		〃	1	
計				

注）１　回航費は、原則として往復の費用を計上する。
　　２　検査料、旅費等は、現場条件により計上する。

摘要

記載の削除

掲載頁	旧	新	摘要
P5-1-21	**３－２－３　えい航距離の算出** えい航距離は、海上保安庁海洋情報部発行の**「海図」**により算出することを原則とする。	**３－２－３　えい航距離の算出** えい航距離は、海上保安庁海洋情報部が発行する**「航海用海図」**、**「航海用電子海図」**、**「海の基本図」**により算出することを原則とする。	記載を回航と統一
P5-1-23	**えい航用引船と被えい航船舶の組合せ表** 注）１．土運船、台船については、引船１隻で２隻までえい航できるものとする。 ２．土運船をえい航する引船規格については、土運船運搬時の作業船の組合せを原則とする。 ３．上記組合せ表にない大型船舶のえい航用引船規格は、現場条件を考慮して決定する。 ４．被えい航船舶等の規格範囲の表示がないものについては（まで）と読み取るものとする。 ５．起重機船（固定）の3,000ｔ吊を超え3,700ｔ吊までは、引船4,000PS型と4,000PS型の２隻引きとする。	**えい航用引船と被えい航船舶の組合せ表** 注）１．土運船、台船については、引船１隻で２隻までえい航できるものとする。 ２．上記組合せ表にない大型船舶のえい航用引船規格は、現場条件を考慮して決定する。 ３．被えい航船舶等の規格範囲の表示がないものについては（まで）と読み取るものとする。 ４．起重機船（固定）の3,000ｔ吊を超え3,700ｔ吊までは、引船4,000PS型と4,000PS型の２隻引きとする。	記載の削除
P5-1-24	（２）労務費 （２５浬未満(航行距離(片道)）の場合 労務費＝※労務単価×※乗組員数×供用日数（N_1）　（小数１位切捨て） ※労務単価は就業８時間単価による。 ※乗組員数はえい航船舶のほか被えい航船舶を含む。 ①えい航用引船の乗組員数は**「えい航用引船歩掛表」**による。 （２５浬以上(航行距離(片道)）の場合 労務費＝（※労務単価＋乗船手当）×※乗組員数×供用日数（N_1）　（小数１位切捨て） ※労務単価は**「第２章　１節　２－１－２労務単価の補正　４）２交代制の場合の労務単価」**による。 ※乗組員数はえい航船舶のほか被えい航船舶を含む。 ①えい航用引船の乗組員数は**「えい航用引船歩掛表」**による。 ②乗船手当は、供用日数（N_1）が、１日未満の場合は乗船手当を計上しない。	（２）労務費 （２５浬未満(航行距離(片道)）の場合 労務費＝※労務単価×※乗組員数×供用日数（N_1）　（小数１位切捨て） ※労務単価は就業８時間単価による。 ※乗組員数はえい航船舶のほか被えい航船舶を含む。 ①えい航用引船の乗組員数は**「えい航用引船歩掛表」**による。 （２５浬以上(航行距離(片道)）の場合 労務費＝※労務単価　×※乗組員数×供用日数（N_1）　（小数１位切捨て） ※労務単価は**「第２章　１節　２－１－２労務単価の補正　４）２交代制の場合の労務単価」**による。 ※乗組員数はえい航船舶のほか被えい航船舶を含む。 ①えい航用引船の乗組員数は**「えい航用引船歩掛表」**による。	乗船手当の削除

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和７年１０月）　新旧対照表（令和７年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁

付属資料
P5-1-(1)

旧

(3)労務費

	職　種	乗組員	11時間単価	乗船手当	摘　要
引　船	高級船員	A_1 人	B_1 円	C_1 円	11時間単価は２交代制の場合の労務単価の例による。（第１部第２章１節２－１－２労務単価の補正）
	普通船員	A_2 人	B_2 円	C_2 円	
上乗り	船団長	１　人	B_3 円	C_3 円	被回航船舶の主作業船のみ
	普通船員	２　人	B_4 円	C_4 円	

合計
賃金＝$(A_1 \times B_1 + A_2 \times B_2) \times ⑨$　（小数１位切捨て）
乗船手当＝$(A_1 \times C_1 + A_2 \times C_2) \times ⑨$　（小数１位切捨て）

(4)上乗費
合計
賃金＝$(B_3 \times 1 + B_4 \times 2) \times (⑤ \times 1.30)$　（小数１位切捨て）
乗船手当＝$(C_3 \times 1 + C_4 \times 2) \times (⑤ \times 1.30)$　（小数１位切捨て）
＊(⑤×1.30)：（0.1未満を切捨て、0.1以上0.6未満を0.5日、0.6以上を１日として0.5日単位にする。）

新

(3)労務費

	職　種	乗組員	11時間単価		摘　要
引　船	高級船員	A_1 人	B_1 円		11時間単価は２交代制の場合の労務単価の例による。（第１部第２章１節２－１－２労務単価の補正）
	普通船員	A_2 人	B_2 円		
上乗り	船団長	１　人	B_3 円		被回航船舶の主作業船のみ
	普通船員	２　人	B_4 円		

賃金＝$(A_1 \times B_1 + A_2 \times B_2) \times ⑨$　（小数１位切捨て）

(4)上乗費
賃金＝$(B_3 \times 1 + B_4 \times 2) \times (⑤ \times 1.30)$　（小数１位切捨て）
＊(⑤×1.30)：（0.1未満を切捨て、0.1以上0.6未満を0.5日、0.6以上を１日として0.5日単位にする。）

摘要

乗船手当の削除

P5-1-(3)

旧

(2)労務費

	職　種	乗組員	11時間単価	乗船手当	摘　要
引　船	高級船員	A_1 人	B_1 円	C_1 円	１１時間単価は２交代制の場合の労務単価の例による。（第２章　１節　２－１－２労務単価の補正）
	普通船員	A_2 人	B_2 円	C_2 円	
被えい航船	船団長	A_3 人	B_3 円	C_3 円	
	高級船員	A_4 人	B_4 円	C_4 円	
	普通船員	A_5 人	B_5 円	C_5 円	

合計
賃金＝$(A_1 \times B_1 + A_2 \times B_2) \times ⑨ + (A_3 \times B_3 + A_4 \times B_4 + A_5 \times B_5) \times ⑥$　（小数１位切捨て）
乗船手当＝$(A_1 \times C_1 + A_2 \times C_2) \times ⑨ + (A_3 \times C_3 + A_4 \times C_4 + A_5 \times C_5) \times ⑥$　（小数１位切捨て）

新

(2)労務費

	職　種	乗組員	11時間単価		摘　要
引　船	高級船員	A_1 人	B_1 円		１１時間単価は２交代制の場合の労務単価の例による。（第２章　１節　２－１－２労務単価の補正）
	普通船員	A_2 人	B_2 円		
被えい航船	船団長	A_3 人	B_3 円		
	高級船員	A_4 人	B_4 円		
	普通船員	A_5 人	B_5 円		

賃金＝$(A_1 \times B_1 + A_2 \times B_2) \times ⑨ + (A_3 \times B_3 + A_4 \times B_4 + A_5 \times B_5) \times ⑥$　（小数１位切捨て）

摘要

乗船手当の削除

2節　運搬費
P5-2-2

旧

２－３－２　運搬方式の選定
１）運搬方式の選定手順

・機械質量　→　運搬費計上の検討　→・機械質量20ｔ以上の場合積上げ計算を摘用
↓
・機種、規格　→　運搬費の算定　→・運搬（分解・組立＋運搬）

新

２－３－２　運搬方式の選定
１）運搬方式の選定手順

・機械質量　→　運搬費計上の検討　→・機械質量20ｔ以上の場合積上げ計算を摘用
↓
・機種、規格　→　運搬費の算定　→・運搬（往復）（分解または組立＋運搬（片道））

摘要

記載の追記

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和７年１０月）　新旧対照表（令和７年１０月１日以降積算基準日適用）

旧

P5-2-5

２－４－２　施工歩掛

１）使用機械の規格選定　分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。

機械区分		規格	分解組立用クレーン 名称	分解組立用クレーン 規格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 （クローラ式）		前項　表参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 (排出ガス対策型第２次基準値)	２５ｔ吊
ブルドーザ		２１ｔ級以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 (排出ガス対策型第２次基準値)	２５ｔ吊
		４４ｔ級以下		
地盤改良機械	中層混合処理機	質量６０ｔ以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型第２次基準値）	２５ｔ吊
		質量１２０ｔ以下		６０ｔ吊
	サンドパイル打設 粉体噴射撹拌機 深層混合処理機 ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝ打設	質量６０ｔ以下		
		質量１２０ｔ以下		
		質量１８０ｔ以下		
クローラクレーン系		３５ｔ吊以下 (ｸﾗﾑｼｪﾙ平積0.6m3含む)	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 (排出ガス対策型第２次基準値)	２５ｔ吊
		８０ｔ吊以下 (ｸﾗﾑｼｪﾙ平積2.0m3以下含む)		
		１５０ｔ吊以下 (ｸﾗﾑｼｪﾙ平積3.0m3以下含む)		６０ ｔ吊
		３００ｔ吊以下		
トラッククレーン		前項　表参照	ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ　油圧伸縮ジブ型(排出ガス対策型第２次基準値)	７０ ｔ吊
		200t吊以上360t吊以下	リフター「せり上げ能力」	５０ｔ吊
		550t吊以下		
クローラ式杭打機		質量６０ｔ以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 (排出ガス対策型第２次基準値)	６０ ｔ吊
		質量１００ｔ以下		
		質量１５０ｔ以下		
オールケーシング掘削機 （スキッド式）		前項　表参照	クローラクレーン　油圧駆動式 (排出ガス対策型)	８０ｔ吊

P5-2-7

①質量20t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費用
質量20t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬は次式により行うものとする。
Uk= A ＋ M ＋ K （またはK'）
ただし　Uk：質量20t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費
A：基本運賃料金（円）
表3.1によるものとする。
なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。
また、下表に掲げてある基本運賃は、運搬割増（特大品、悪路、冬期、深夜早朝、地区等）の有無にかかわらず適用出来る。
ただし、陸上輸送以外が必要な場合は、これに要する費用を別途計上すること。

新

２－４－２　施工歩掛

１）使用機械の規格選定　分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。

機械区分		規格	分解組立用クレーン 名称	分解組立用クレーン 規格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 （クローラ式）		前項　表参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 (排出ガス対策型2014年規制)	２５ｔ吊
ブルドーザ		２１ｔ級以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 (排出ガス対策型2014年規制)	２５ｔ吊
		４４ｔ級以下		
地盤改良機械	中層混合処理機	質量６０ｔ以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型2014年規制）	２５ｔ吊
		質量１２０ｔ以下		６０ｔ吊
	サンドパイル打設 粉体噴射撹拌機 深層混合処理機 ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝ打設	質量６０ｔ以下		
		質量１２０ｔ以下		
		質量１８０ｔ以下		
クローラクレーン系		３５ｔ吊以下 (ｸﾗﾑｼｪﾙ平積0.6m3含む)	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 (排出ガス対策型2014年規制)	２５ｔ吊
		８０ｔ吊以下 (ｸﾗﾑｼｪﾙ平積2.0m3以下含む)		
		１５０ｔ吊以下 (ｸﾗﾑｼｪﾙ平積3.0m3以下含む)		６０ ｔ吊
		３００ｔ吊以下		
トラッククレーン		前項　表参照	ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ　油圧伸縮ジブ型 (排出ガス対策型2014年規制)	７０ ｔ吊
		200t吊以上360t吊以下	リフター「せり上げ能力」	５０ｔ吊
		550t吊以下		
クローラ式杭打機		質量６０ｔ以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 (排出ガス対策型2014年規制)	６０ ｔ吊
		質量１００ｔ以下		
		質量１５０ｔ以下		
オールケーシング掘削機 （スキッド式）		前項　表参照	クローラクレーン　油圧駆動式 (排出ガス対策型)	８０ｔ吊

①質量20t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費用
質量20t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬は次式により行うものとする。
Uk= A ＋ M ＋ K （またはK'）
ただし　Uk：質量20t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費
A：基本運賃料金（円）
表3.1によるものとする。
なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。
また、表3.1に掲げてある基本運賃は、運搬割増（特大品、悪路、冬期、深夜早朝、地区等）の有無にかかわらず適用出来る。
ただし、陸上輸送以外が必要な場合は、これに要する費用を別途計上すること

摘要

排出ガス対策型の改定

語句の修正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和７年１０月）　新旧対照表（令和７年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁

4節　事業損失防止施設費
P5-4-2

5節　安全費
P5-5-4

旧

２　事業損失防止膜
水質汚濁防止膜に含まれる代価表は、下表のとおりである。

３－２－２　施工歩掛
１）代価表
（1）安全監視船　１式当り

名　称	形状寸法	単位	数量	摘要
安全監視船	FRPD 180PS型	日		就業H
安全監視船	FRPD 260PS型	日		就業H
国際VHF装備		日		損料
雑材料				

注）1.安全監視船の規格は180PS型を標準とし、国際VHF装備使用の場合は260PS型を標準とする。
2.安全監視船の規格は、現場条件により大型規格を使用できる。
3.安全監視船の就業時間は、監視対象船舶の就業時間と同一を標準とする。
なお、これにより難い場合は現場状況等により別途考慮することができる。
4.国際ＶＨＦ装備損料＝共用１日当り損料×α（供用計数）。

新

２　水質汚濁防止膜
水質汚濁防止膜に含まれる代価表は、下表のとおりである。

３－２－２　施工歩掛
１）代価表
（1）安全監視船　１式当り

名　称	形状寸法	単位	数量	摘要
安全監視船	FRPD 180PS型	日		就業H
安全監視船	FRPD 260PS型	日		就業H
国際VHF装備		日		損料
雑材料				

注）1.安全監視船の規格は180PS型を標準とし、国際VHF装備使用の場合は260PS型を標準とする。
2.安全監視船の規格は、現場条件により大型規格を使用できる。
3.安全監視船の就業時間は、監視対象船舶の就業時間と同一を標準とする。
なお、これにより難い場合は現場状況等により別途考慮することができる。
4.国際ＶＨＦ装備損料＝供用１日当り損料×α（供用係数）　（銭止め、切り捨て）

摘要

誤記の修正

端数処理を追記
誤字の修正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和７年１０月）　新旧対照表（令和７年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
単価表 目次	１　燃料消費量 ---- １ ２　供用日数 ---- １ ２－１　作業船および付属品等 ---- １ ２－２　機械器具等 ---- １ ３　建設機械運転労務 ---- １ ３－１　適用職種 ---- １ ３－２　労務歩掛 ---- １ ４　賃料を適用する機械器具 ---- １ ４－１　適用機種 ---- １ ４－２　賃料の決定方法 ---- １ ５　職種の定義 ---- ２ ６　供用係数適用に当たっての留意事項 ---- ２ 別表－１　燃料消費率 ---- ４ 別表－２　１日の運転時間 ---- ６ 別表－３　北海道・海岸供用係数 ---- ８ 別表－４　就業時間別の船員供用係数 ---- ９ 1800【土木工事】 ---- １０ 1800-010-01 ポンプ浚渫船 ---- １０ 1800-020-01 グラブ浚渫船 ---- １０ 1800-030-01 バックホウ浚渫船 ---- １１ 1800-040-01 バージアンローダ船 ---- １１ 1800-060-01 サンドコンパクション船 ---- １２ 1800-070-01 深層混合処理船 ---- １２ 1800-080-01 杭打船 ---- １４ 1800-090-01 ケーソン製作用台船 ---- １４ 1800-100-01 コンクリートミキサー船 ---- １５ 1800-110-01 起重機船（非航） ---- １６ 1800-120-01 起重機船（自航旋回） ---- １７ 1800-130-01 クレーン付台船 ---- １７ 1800-140-01 ガット船 ---- １８ 1800-150-01 ガットバージ ---- １８ 1800-160-01 揚錨船 ---- １８ 1800-170-01 引船 ---- １９ 1800-180-01 押船 ---- ２３ 1800-190-01 潜水士船 ---- ２４ 1800-200-01 安全監視船 ---- ２４ 1800-210-01 土運船（曳航） ---- ２５ 1800-220-01 土運船（押航） ---- ２５ 1800-230-01 砂貯蔵船 ---- ２６ 1800-240-01 台船 ---- ２６ 1800-250-01 空気圧送船 ---- ２６ 1800-265-01 海岸関連 ---- ２７ 1800-270-01 交通船 ---- ２８ 1800-280-01 トラッククレーン ---- ２８ 1800-290-01 ラフテレーンクレーン ---- ２８ 1800-300-01 クローラクレーン ---- ２８ 1800-310-01 クローラ式杭打機 ---- ２９ 1800-320-01 クローラ式サンドパイル機 ---- ２９ 1800-330-01 ペーパードレーン施工機 ---- ２９	１　燃料消費量 ---- １ ２　供用日数 ---- １ ２－１　作業船および付属品等 ---- １ ２－２　機械器具等 ---- １ ３　建設機械運転労務 ---- １ ３－１　適用職種 ---- １ ３－２　労務歩掛 ---- １ ４　賃料を適用する機械器具 ---- １ ４－１　適用機種 ---- １ ４－２　賃料の決定方法 ---- １ ５　職種の定義 ---- ２ ６　供用係数適用に当たっての留意事項 ---- ２ 別表－１　燃料消費率 ---- ３ 別表－２　１日の運転時間 ---- ５ 別表－３　北海道供用係数ランク ---- ７ 別表－４　就業時間別の船員供用係数 ---- ８ 1800【土木工事】 ---- ９ 1800-010-01 ポンプ浚渫船 ---- ９ 1800-020-01 グラブ浚渫船 ---- ９ 1800-030-01 バックホウ浚渫船 ---- １０ 1800-040-01 バージアンローダ船 ---- １０ 1800-060-01 サンドコンパクション船 ---- １１ 1800-070-01 深層混合処理船 ---- １１ 1800-080-01 杭打船 ---- １３ 1800-090-01 ケーソン製作用台船 ---- １３ 1800-100-01 コンクリートミキサー船 ---- １４ 1800-110-01 起重機船（非航） ---- １４ 1800-120-01 起重機船（自航旋回） ---- １６ 1800-130-01 クレーン付台船 ---- １６ 1800-140-01 ガット船 ---- １７ 1800-150-01 ガットバージ ---- １７ 1800-160-01 揚錨船 ---- １７ 1800-170-01 引船 ---- １９ 1800-180-01 押船 ---- ２２ 1800-190-01 潜水士船 ---- ２３ 1800-200-01 安全監視船 ---- ２４ 1800-210-01 土運船（曳航） ---- ２４ 1800-220-01 土運船（押航） ---- ２４ 1800-230-01 砂貯蔵船 ---- ２５ 1800-240-01 台船 ---- ２５ 1800-250-01 空気圧送船 ---- ２５ 1800-265-01 海岸関連 ---- ２６ 1800-270-01 交通船 ---- ２７ 1800-280-01 トラッククレーン ---- ２７ 1800-290-01 ラフテレーンクレーン ---- ２７ 1800-300-01 クローラクレーン ---- ２７ 1800-310-01 クローラ式杭打機 ---- ２８ 1800-320-01 クローラ式サンドパイル打機 ---- ２８ 1800-330-01 ペーパードレーン施工機 ---- ２８	頁数の修正 誤記の修正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和７年１０月）　新旧対照表（令和７年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
目次	1800-340-01 トラック（クレーン付含む） ---- ２９ 1800-350-01 トレーラ ---- ２９ 1800-360-01 ブルドーザ ---- ３０ 1800-370-01 クローラローダ ---- ３０ 1800-380-01 ホイールローダ（排出ガス対策型） ---- ３０ 1800-390-01 ダンプトラック ---- ３０ 1800-400-01 バックホウ ---- ３０ 1800-410-01 クラムシェル ---- ３１ 1800-420-01 モータグレーダ ---- ３１ 1800-430-01 タイヤローラ ---- ３１ 1800-440-01 ロードローラ ---- ３１ 1800-450-01 振動ローラ ---- ３２ 1800-460-01 タンパ ---- ３２ 1800-470-01 アスファルトフィニッシャ ---- ３２ 1800-480-01 コンクリートフィニッシャ ---- ３２ 1800-490-01 コンクリートスプレッダ ---- ３２ 1800-500-01 コンクリートレベラー ---- ３２ 1800-510-01 振動目地切機 ---- ３３ 1800-520-01 ジョイントシーラ ---- ３３ 1800-530-01 インナーバイブレータ ---- ３３ 1800-540-01 散水車 ---- ３３ 1800-550-01 コンクリート簡易仕上機 ---- ３３ 1800-560-01 コンクリートカッタ ---- ３３ 1800-565-01 コンクリートポンプ車 ---- ３３ 1800-570-01 空気圧縮機 ---- ３３ 1800-580-01 発動発電機 ---- ３４ 1800-590-01 溶接機 ---- ３６ 1800-600-01 水中ポンプ ---- ３６ 1800-610-01 グラウトポンプ ---- ３６ 1800-620-01 バイブロハンマ ---- ３６ 1800-630-01 バイブロハンマ用ウォータージェット ---- ３７ 1800-640-01 ウオータージエット（ジエット併用バイブロ） ---- ３７ 1800-650-01 鋼管チャック（ジエット併用バイブロ） ---- ３７ 1800-660-01 さく岩機（20kg級） ---- ３７ 1800-665-01 スタッド溶接装置及び施工管理計 ---- ３７ 1800-670-01 ディストリビュータ ---- ３７ 1800-680-01 コンクリートバケット ---- ３８ 以下の単価表は、各節の施工歩掛で「参考資料」で使用する作業船舶機械である。 1800-690-01 起重機船（非航固定） ---- ３８ 1800-700-01 深層混合処理機 ---- ３８ 1800-710-01 スラリープラント ---- ３８ 1800-730-01 揚土船（リクレーマ船） ---- ３９ 1800-740-01 捨石均し船 ---- ３９ 1800-750-01 ペーパードレーン（液状化対策）施工機 ---- ３９ 1800-760-01 グラベルドレーン施工機 ---- ４０	1800-340-01 トラック（クレーン付含む） ---- ２８ 1800-350-01 トレーラ ---- ２９ 1800-360-01 ブルドーザ ---- ２９ 1800-370-01 クローラローダ ---- ２９ 1800-380-01 ホイールローダ（排出ガス対策型） ---- ３０ 1800-390-01 ダンプトラック ---- ３０ 1800-400-01 バックホウ ---- ３０ 1800-410-01 クラムシェル ---- ３０ 1800-420-01 モータグレーダ ---- ３０ 1800-430-01 タイヤローラ ---- ３０ 1800-440-01 ロードローラ ---- ３１ 1800-450-01 振動ローラ ---- ３１ 1800-460-01 タンパ ---- ３１ 1800-470-01 アスファルトフィニッシャ ---- ３１ 1800-480-01 コンクリートフィニッシャ ---- ３２ 1800-490-01 コンクリートスプレッダ ---- ３２ 1800-500-01 コンクリートレベラ ---- ３２ 1800-510-01 振動目地切機 ---- ３２ 1800-520-01 ジョイントシーラ ---- ３２ 1800-530-01 インナ　バイブレータ ---- ３２ 1800-540-01 散水車 ---- ３２ 1800-550-01 コンクリート簡易仕上機 ---- ３２ 1800-560-01 コンクリートカッタ ---- ３３ 1800-565-01 コンクリートポンプ車 ---- ３３ 1800-570-01 空気圧縮機 ---- ３３ 1800-580-01 発動発電機 ---- ３３ 1800-590-01 溶接機 ---- ３５ 1800-600-01 水中ポンプ ---- ３５ 1800-610-01 グラウトポンプ ---- ３５ 1800-620-01 バイブロハンマ ---- ３５ 1800-630-01 バイブロハンマ用ウォータージェット ---- ３６ 1800-640-01 ウォータージェット（ジェット併用バイブロ） ---- ３６ 1800-650-01 鋼管チャック（ジェット併用バイブロ） ---- ３６ 1800-660-01 さく岩機（20kg級） ---- ３６ 1800-665-01 スタッド溶接装置及び施工管理計 ---- ３６ 1800-670-01 ディストリビュータ ---- ３７ 1800-680-01 コンクリートバケット ---- ３７ 以下の単価表は、各節の施工歩掛で「参考資料」で使用する作業船舶機械である。 1800-681-01 リフター ---- ３７ 1800-690-01 起重機船（非航固定） ---- ３７ 1800-700-01 深層混合処理機 ---- ３７ 1800-710-01 スラリ　プラント ---- ３８ 1800-730-01 揚土船（リクレーマ船） ---- ３８ 1800-740-01 捨石均し船 ---- ３８ 1800-750-01 ペーパードレーン（液状化対策）施工機 ---- ３９ 1800-760-01 グラベルドレーン施工機 ---- ３９	頁数の修正 語句の修正 誤字の修正 記載漏れの修正 語句の修正

掲載頁	旧	新	摘要
目次	1800-770-01 グラベルドレーン(締固め式）施工機 ----- ４０ 1800-780-01 水中バックホウ ----- ４０ 1800-790-01 バックホウ（バックホウ揚土） ----- ４０ 1800-800-01 杭打船 ----- ４０ 1800-810-01 クローラ式杭打機 ----- ４１ 1800-820-01 事前混合処理設備 ----- ４１ 1800-830-01 発動発電機（事前混合処理　陸上） ----- ４１ 1800-840-01 高所作業車（事前混合処理） ----- ４１ 1800-850-01 二軸同軸式アースオーガ機（先行掘削　海上） ----- ４１ 1800-860-01 発動発電機（先行掘削　海上） ----- ４２ 1800-870-01 全回転型オールケーシング掘削機（先行掘削　海上） ----- ４２ 1800-880-01 油圧式スパット台船（先行掘削） ----- ４２ 1800-890-01 クローラクレーン（先行掘削　海上） ----- ４２ 1800-900-01 バックホウ（先行掘削　海上） ----- ４２ 1800-910-01 ハンマドリル ----- ４３ 1800-920-01 バックホウ（仮設材の持ち上げ（下げ）） ----- ４３ 1800-930-01 バックホウ（敷鉄板設置・撤去） ----- ４３ 1800-940-01 さく岩機（15kg級） ----- ４３ 1900【測量・調査・その他】 ----- ４３ 1900-010-01 引船 ----- ４３ 1900-020-01 クレーン付台船 ----- ４３ 1900-030-01 潜水士船 ----- ４４ 1900-040-01 交通船 ----- ４４ 1900-050-01 調査船 ----- ４５ 1900-060-01 測量船 ----- ４５ 1900-070-01 観測船 ----- ４５ 1900-080-01 船外機船 ----- ４５ 1900-090-01 台船 ----- ４６ 1900-100-01 調査台船 ----- ４６ 1900-110-01 トラッククレーン ----- ４６ 1900-120-01 ラフテレーンクレーン ----- ４６ 1900-130-01 クレーン付トラック ----- ４６ 1900-140-01 トラック ----- ４６ 1900-150-01 交通車 ----- ４７ 1900-160-01 ボーリングマシン ----- ４７	1800-770-01 グラベルドレーン(締固め式）施工機 ----- ３９ 1800-780-01 水中バックホウ ----- ３９ 1800-790-01 バックホウ（バックホウ揚土） ----- ４０ 1800-810-01 クローラ式杭打機 ----- ４０ 1800-820-01 事前混合処理設備 ----- ４０ 1800-830-01 発動発電機（事前混合処理　陸上） ----- ４０ 1800-840-01 高所作業車（事前混合処理） ----- ４０ 1800-850-01 二軸同軸式アースオーガ機（先行掘削　海上） ----- ４０ 1800-860-01 発動発電機（先行掘削　海上） ----- ４１ 1800-870-01 全回転型オールケーシング掘削機（先行掘削　海上） ----- ４１ 1800-880-01 油圧式スパット台船（先行掘削） ----- ４１ 1800-890-01 クローラクレーン（先行掘削　海上） ----- ４１ 1800-900-01 バックホウ（先行掘削　海上） ----- ４１ 1800-910-01 ハンマドリル ----- ４２ 1800-920-01 バックホウ（仮設材の持ち上げ（下げ）） ----- ４２ 1800-930-01 バックホウ（敷鉄板設置・撤去） ----- ４２ 1800-940-01 さく岩機（15kg級） ----- ４２ 1900【測量・調査・その他】 ----- ４２ 1900-010-01 引船 ----- ４２ 1900-020-01 クレーン付台船 ----- ４３ 1900-030-01 潜水士船 ----- ４３ 1900-040-01 交通船 ----- ４４ 1900-050-01 調査船 ----- ４４ 1900-060-01 測量船 ----- ４５ 1900-070-01 観測船 ----- ４５ 1900-080-01 船外機船 ----- ４５ 1900-090-01 台船 ----- ４５ 1900-100-01 調査台船 ----- ４５ 1900-110-01 トラッククレーン ----- ４５ 1900-120-01 ラフテレーンクレーン ----- ４５ 1900-130-01 クレーン付トラック ----- ４５ 1900-140-01 トラック ----- ４６ 1900-150-01 交通車 ----- ４６ 1900-160-01 ボーリングマシン ----- ４６	削除

掲載頁	旧	新	摘要
単-6			運転時間の変更 語句の修正

旧

２）陸上機械の運転時間

機種	規格	運転時間（h）	摘要
トラッククレーン	賃料を対象	7.0	
クローラクレーン	油圧駆動式、賃料を対象	7.0	
ラフテレーンクレーン	賃料を対象	7.0	
クローラ式杭打機	油圧	5.8	
クローラ式サンドパイル打機	バイブロ式	6.0	
ペーパードレーン施工機		6.9	
トラック		4.7	
	クレーン付	5.8	
トレーラ	15～70ｔ積	6.3	
ブルドーザ	3ｔ級、15ｔ級	4.9	
	21ｔ級，32ｔ級	6.3	
	湿地16ｔ級	4.9	
	湿地20ｔ級	6.3	
クローラローダ		4.7	
ホイールローダ		4.7	0.8m³、1.2m³、1.9～2.1m³
		5.0	3.1～3.3m³
ダンプトラック		5.9	
バックホウ		5.8	
クラムシェル		6.3	
モータグレーダ	油圧式	5.1	
タイヤローラ		5.0	
ロードローラ		5.0	
振動ローラ	ハンドガイド式	5.1	
	搭乗式 タンデム型	4.4	
	搭乗式 ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ型	4.0	
アスファルトフィニッシャ	クローラ型	4.9	
コンクリートフィニッシャ		6.0	
コンクリートスプレッダ		5.3	
コンクリートレベラー		5.7	
インナーバイブレータ		5.7	
散水車		5.5	
コンクリートポンプ車		6.8	

新

２）陸上機械の運転時間

機種	規格	運転時間（h）	摘要
トラッククレーン	賃料を対象	7.0	
クローラクレーン	油圧駆動式、賃料を対象	7.0	
ラフテレーンクレーン	賃料を対象	7.0	
クローラ式杭打機	油圧	5.8	
クローラ式サンドパイル打機	バイブロ式	6.0	
ペーパードレーン施工機		6.9	
トラック		4.7	
	クレーン付	5.8	
トレーラ	15～70ｔ積	6.3	
ブルドーザ	3ｔ級、15ｔ級	4.9	
	21ｔ級，32ｔ級	6.3	
	湿地16ｔ級	4.9	
	湿地20ｔ級	6.3	
クローラローダ		4.7	
ホイールローダ		4.7	0.8m³、1.2m³、1.9～2.1m³
		5.0	3.1～3.3m³
ダンプトラック		5.9	
バックホウ		5.8	
クラムシェル		6.3	
モータグレーダ	油圧式	5.1	
タイヤローラ		5.0	
ロードローラ		5.0	
振動ローラ	ハンドガイド式	5.1	
	搭乗式 タンデム型	4.4	
	搭乗式 ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ型	4.0	
アスファルトフィニッシャ	クローラ型	4.9	
コンクリートフィニッシャ		6.4	
コンクリートスプレッダ		6.0	
コンクリートレベラ		6.4	
インナバイブレータ		5.7	
散水車		5.5	
コンクリートポンプ車		6.8	

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和７年１０月）　新旧対照表（令和７年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁：単-27

旧

1800-300-01　クローラクレーン

ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ（油圧駆動式）（排出ガス対策型）運転１日当り（陸上ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏによる場合）　就業８時間

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
			（油）50～55t吊　132kw	
主燃料	軽油	ℓ	76	指定事項
運転手	（特殊）	人	1	指定事項
損料（換算）	供用	日	1.31	指定事項

注）１．損料（換算）は、損料算定基準の参考欄の供用１日当り換算損料を使用する。
　　２．使用原動機は、排出ガス対策型（2014年規制）を適用する。

新

1800-300-01　クローラクレーン

ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ（油圧駆動式）（排出ガス対策型）運転１日当り（陸上ﾊﾞｲﾌﾞﾛﾊﾝﾏによる場合）　就業８時間

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
			（油）50～55t吊　148kw	
主燃料	軽油	ℓ	76	指定事項
運転手	（特殊）	人	1	指定事項
損料（換算）	供用	日	1.31	指定事項

注）１．損料（換算）は、損料算定基準の参考欄の供用１日当り換算損料を使用する。
　　２．使用原動機は、排出ガス対策型（2014年規制）を適用する。

摘要

機関出力の修正

掲載頁：単-29

旧

②ブルドーザ（排出ガス対策型）　運転１日当り（標準運転時間によらない場合）　就業８時間

名称	形状寸法	単位	数量 11ｔ級　78kW	数量 15ｔ級　100kW	摘要
主燃料	軽油	ℓ	11×T	14×T	
運転手	（特殊）	人	1	1	
損料	運転	時間	T	T	
〃	供用	日	1.67	1.67	

注）１．作業能力より運転時間(T) を決定し主燃料および損料（運転）を算出し使用する。
　　２．使用原動機は、排出気ガス対策型（第１次基準値）を適用する。

新

②ブルドーザ（排出ガス対策型）　運転１日当り（標準運転時間によらない場合）　就業８時間

名称	形状寸法	単位	数量 11ｔ級　78kW	数量 15ｔ級　100kW	摘要
主燃料	軽油	ℓ	11×T	14×T	
運転手	（特殊）	人	1	1	
損料	運転	時間	T	T	
〃	供用	日	1.67	1.67	

注）１．作業能力より運転時間(T) を決定し主燃料および損料（運転）を算出し使用する。
　　２．使用原動機は、排出気ガス対策型（第２次基準値）を適用する。

摘要

語句の修正

掲載頁：単-31

旧

②アスファルトフィニッシャ（排出ガス対策型）　運転１日当り（標準運転時間によらない場合）　就業８時間

名称	形状寸法	単位	数量 クローラ型 2.4～6.0m 70kW	摘要
主燃料	軽油	ℓ	10×T	
運転手	（特殊）	人	1	
損料	運転	時間	T	
〃	供用	日	1.75	

注）１．作業能力より運転時間(T)を決定し主燃料および損料（運転）を算出し使用する。
　　２．使用原動機は、排出ガス対策型(第１次基準値)を適用する。

新

②アスファルトフィニッシャ（排出ガス対策型）　運転１日当り（標準運転時間によらない場合）　就業８時間

名称	形状寸法	単位	数量 クローラ型 2.4～6.0m 92kW	摘要
主燃料	軽油	ℓ	14×T	
運転手	（特殊）	人	1	
損料	運転	時間	T	
〃	供用	日	1.75	

注）１．作業能力より運転時間(T)を決定し主燃料および損料（運転）を算出し使用する。
　　２．使用原動機は、排出ガス対策型(第3次基準値)を適用する。

摘要

機関出力の修正
数量の修正

掲載頁：単-33

旧

1800-580-01　発動発電機

①発動発電機　運転１日当り（陸上）

名称	形状寸法	単位	数量 排出ｶﾞｽ対策 45kVA 42kW	数量 排出ｶﾞｽ対策型 100kVA 92kW	数量 排出ｶﾞｽ対策型 125kVA 117kW	数量 排出ｶﾞｽ対策型 150kVA 134kW	摘要
主燃料	軽油	ℓ	31	66	84	96	
賃料		日	1.18	1.18	1.18	1.18	

名称	形状寸法	単位	数量 排出ｶﾞｽ対策 200kVA 195kW	数量 排出ｶﾞｽ対策 250kVA 235kW	数量 排出ｶﾞｽ対策 300kVA 248kW	数量 350kVA 331kW	摘要
主燃料	軽油	ℓ	144	174	186	246	
賃料		日	1.18	1.18	1.18	1.18	

注）賃料は物価資料による。

新

1800-580-01　発動発電機

①発動発電機　運転１日当り（陸上）

名称	形状寸法	単位	数量 排出ｶﾞｽ対策 45kVA 42kW	数量 排出ｶﾞｽ対策型 100kVA 92kW	数量 排出ｶﾞｽ対策型 125kVA 117kW	数量 排出ｶﾞｽ対策型 150kVA 134kW	摘要
主燃料	軽油	ℓ	31	66	84	96	運転時間6時間（陸上）
賃料		日	1.18	1.18	1.18	1.18	

名称	形状寸法	単位	数量 排出ｶﾞｽ対策 200kVA 195kW	数量 排出ｶﾞｽ対策 250kVA 235kW	数量 排出ｶﾞｽ対策 300kVA 248kW	数量 350kVA 331kW	摘要
主燃料	軽油	ℓ	144	174	186	246	運転時間6時間（陸上）
賃料		日	1.18	1.18	1.18	1.18	

注）賃料は物価資料による。

摘要

運転時間の明示

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和７年１０月）　新旧対照表（令和７年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁：単-33

旧

②発動発電機　運転１日当り（海上）

名　称	形状寸法	単位	数量				摘　要
			排出ｶﾞｽ対策 45kVA 42kW	排出ｶﾞｽ対策型 100kVA 92kW	排出ｶﾞｽ対策型 125kVA 117kW	排出ｶﾞｽ対策型 150kVA 134kW	
主燃料	軽油	ℓ	26	55	70	80	
賃料		日	α	α	α	α	

名　称	形状寸法	単位	数量				摘　要
			排出ｶﾞｽ対策型 200kVA 195kW	排出ｶﾞｽ対策型 250kVA 235kW	排出ｶﾞｽ対策型 300kVA 248kW	350kVA 331kW	
主燃料	軽油	ℓ	120	145	155	205	
賃料		日	α	α	α	α	

注）賃料は物価資料による。

新

②発動発電機　運転１日当り（海上）

名　称	形状寸法	単位	数量				摘　要
			排出ｶﾞｽ対策 45kVA 42kW	排出ｶﾞｽ対策型 100kVA 92kW	排出ｶﾞｽ対策型 125kVA 117kW	排出ｶﾞｽ対策型 150kVA 134kW	
主燃料	軽油	ℓ	26	55	70	80	運転時間5時間（海上）
賃料		日	α	α	α	α	

名　称	形状寸法	単位	数量				摘　要
			排出ｶﾞｽ対策型 200kVA 195kW	排出ｶﾞｽ対策型 250kVA 235kW	排出ｶﾞｽ対策型 300kVA 248kW	350kVA 331kW	
主燃料	軽油	ℓ	120	145	155	205	運転時間5時間（海上）
賃料		日	α	α	α	α	

注）賃料は物価資料による。

摘要

運転時間の明示

掲載頁：単-34

旧

④発動発電機　運転１日当り（本体工：鋼矢板式・鋼杭式、仮設工：継手溶接による場合）

名　称	形状寸法	単位	数量				摘　要
			排出ｶﾞｽ対策型 100kVA 92kW		排出ｶﾞｽ対策型 125kVA 117kW		
			陸上	海上	陸上	海上	
主燃料	軽油	ℓ	66	55	84	70	
賃料		日	1.18	α	1.18	α	

注）賃料は物価資料による。

⑤発動発電機　運転１日当り（本体工：鋼矢板式・鋼杭式、仮設工：導材設置撤去による場合）

名　称	形状寸法	単位	数量		摘　要
			150kVA　134kW		
			陸上	海上	
主燃料	軽油	ℓ	112	96	
賃料		日	1.18	α	

注）賃料は物価資料による。

⑥発動発電機　運転１日当り（仮設工：鋼管杭・鋼管矢板打設工の陸上施工による場合）

名　称	形状寸法	単位	数量					摘　要
			排出ｶﾞｽ対策型 10kVA 13kW	排出ｶﾞｽ対策型 20kVA 19kW	排出ｶﾞｽ対策型 35kVA 33kW	排出ｶﾞｽ対策型 45kVA 42kW	排出ｶﾞｽ対策型 60kVA 57kW	
主燃料	軽油	ℓ	11	16	29	36	49	
賃料		日	1.18					

名　称	形状寸法	単位	数量					摘　要
			排出ｶﾞｽ対策型 75kVA 69kW	排出ｶﾞｽ対策型 150kVA 134kW	排出ｶﾞｽ対策型 200kVA 195kW	排出ｶﾞｽ対策型 300kVA 248kW	400kVA 346kW	
主燃料	軽油	ℓ	60	112	168	217	301	
賃料		日	1.18					

名　称	形状寸法	単位	数量			摘　要
			500kVA 427kW	600kVA 514kW	800kVA 677kW	
主燃料	軽油	ℓ	371	441	581	
賃料		日	1.18			

注）賃料は物価資料または見積りによる。

新

④発動発電機　運転１日当り（本体工：鋼矢板式・鋼杭式、仮設工：継手溶接による場合）

名　称	形状寸法	単位	数量				摘　要
			排出ｶﾞｽ対策型 100kVA 92kW		排出ｶﾞｽ対策型 125kVA 117kW		
			陸上	海上	陸上	海上	
主燃料	軽油	ℓ	66	55	84	70	運転時間6時間（陸上）・5時間（海上）
賃料		日	1.18	α	1.18	α	

注）賃料は物価資料による。

⑤発動発電機　運転１日当り（本体工：鋼矢板式・鋼杭式、仮設工：導材設置撤去による場合）

名　称	形状寸法	単位	数量		摘　要
			150kVA　134kW		
			陸上	海上	
主燃料	軽油	ℓ	112	96	運転時間7時間（陸上）・6時間（海上）
賃料		日	1.18	α	

注）賃料は物価資料による。

⑥発動発電機　運転１日当り（仮設工：鋼管杭・鋼管矢板打設工の陸上施工による場合）

名　称	形状寸法	単位	数量					摘　要
			排出ｶﾞｽ対策型 10kVA 13kW	排出ｶﾞｽ対策型 20kVA 19kW	排出ｶﾞｽ対策型 35kVA 33kW	排出ｶﾞｽ対策型 45kVA 42kW	排出ｶﾞｽ対策型 60kVA 57kW	
主燃料	軽油	ℓ	11	16	29	36	49	運転時間7時間（陸上）
賃料		日	1.18					

名　称	形状寸法	単位	数量					摘　要
			排出ｶﾞｽ対策型 75kVA 69kW	排出ｶﾞｽ対策型 150kVA 134kW	排出ｶﾞｽ対策型 200kVA 195kW	排出ｶﾞｽ対策型 300kVA 248kW	400kVA 346kW	
主燃料	軽油	ℓ	60	112	168	217	301	運転時間7時間（陸上）
賃料		日	1.18					

名　称	形状寸法	単位	数量			摘　要
			500kVA 427kW	600kVA 514kW	800kVA 677kW	
主燃料	軽油	ℓ	371	441	581	運転時間7時間（陸上）
賃料		日	1.18			

注）賃料は物価資料または見積りによる。

摘要

運転時間の明示

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和７年１０月）　新旧対照表（令和７年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
単-34			運転時間の明示
単-35			数量の修正
単-36			誤記の修正
			誤字の修正 数量の修正

旧

⑦発動発電機　運転１日当り（仮設工：鋼管杭・鋼管矢板打設工の海上施工による場合）

名称	形状寸法	単位	数量				摘要
			排出ｶﾞｽ対策型 10kVA 13kW	排出ｶﾞｽ対策型 20kVA 19kW	排出ｶﾞｽ対策型 35kVA 33kW	排出ｶﾞｽ対策型 45kVA 42kW	
主燃料	軽油	ℓ	10	14	25	31	
賃料		日	α				

名称	形状寸法	単位	数量				摘要
			排出ｶﾞｽ対策型 150kVA 134kW	排出ｶﾞｽ対策型 200kVA 195kW	排出ｶﾞｽ対策型 300kVA 248kW	400kVA 346kW	
主燃料	軽油	ℓ	96	144	186	258	
賃料		日	α				

名称	形状寸法	単位	数量			摘要
			500kVA 427kW	600kVA 514kW	800kVA 677kW	
主燃料	軽油	ℓ	318	378	498	
賃料		日	α			

1800-590-01　溶接機
溶接機　運転１日当り

名称	形状寸法	単位	数量						摘要
			手動D300A 16kW		半自動アーク溶接				
					E300A		E500A		
			陸上	海上	陸上	海上	陸上	海上	
主燃料	軽油	ℓ	25	21	―	―	―	―	
損料	運転	日	1	1	1	1	1	1	
〃	供用	〃	1.80	α	1.45	α	1.45	α	

注）陸上電力を使用する場合の電力料は代価表に計上する。

1800-630-01　バイブロ用ウォータージェット
①ウォータージェット　運転１日当り（鋼矢板打設・陸上施工）

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
			14.7 MPa　325L/min　115kW	
主燃料	軽油	ℓ	139	指定事項
損料(換算)	供用	日	1.31	指定事項

注）1.損料(換算)は、損料算定基準の参考欄の供用１日当り換算損料を使用する。
2.使用原動機は、排出ガス対策型（第3次基準値）を適用する。

1800-650-01　鋼官チャック（ジェット併用バイブロ）
①鋼管チャック　運転１日当り（陸上施工）

名称	形状寸法	単位	数量		摘要
			60kW、90kW、120kW	150kW、200kW、240kW 用	
損料	運転	時間	7.0	7.0	
〃	供用	日	1.50	1.50	

新

⑦発動発電機　運転１日当り（仮設工：鋼管杭・鋼管矢板打設工の海上施工による場合）

名称	形状寸法	単位	数量				摘要
			排出ｶﾞｽ対策型 10kVA 13kW	排出ｶﾞｽ対策型 20kVA 19kW	排出ｶﾞｽ対策型 35kVA 33kW	排出ｶﾞｽ対策型 45kVA 42kW	
主燃料	軽油	ℓ	10	14	25	31	運転時間0時間（海上）
賃料		日	α				

名称	形状寸法	単位	数量				摘要
			排出ｶﾞｽ対策型 150kVA 134kW	排出ｶﾞｽ対策型 200kVA 195kW	排出ｶﾞｽ対策型 300kVA 248kW	400kVA 346kW	
主燃料	軽油	ℓ	96	144	186	258	運転時間0時間（海上）
賃料		日	α				

名称	形状寸法	単位	数量			摘要
			500kVA 427kW	600kVA 514kW	800kVA 677kW	
主燃料	軽油	ℓ	318	378	498	運転時間0時間（海上）
賃料		日	α			

1800-590-01　溶接機
溶接機　運転１日当り

名称	形状寸法	単位	数量						摘要
			手動D300A 16kW		半自動アーク溶接				
					E300A		E500A		
			陸上	海上	陸上	海上	陸上	海上	
主燃料	軽油	ℓ	22	18	―	―	―	―	
損料	運転	日	1	1	1	1	1	1	
〃	供用	〃	1.80	α	1.45	α	1.45	α	

注）陸上電力を使用する場合の電力料は代価表に計上する。

1800-630-01　バイブロハンマ用ウォータージェット
①ウォータージェット　運転１日当り（鋼矢板打設・陸上施工）

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
			14.7 MPa　325L/min　115kW	
主燃料	軽油	ℓ	139	指定事項
損料(換算)	供用	日	1.31	指定事項

注）1.損料(換算)は、損料算定基準の参考欄の供用１日当り換算損料を使用する。
2.使用原動機は、排出ガス対策型（第3次基準値）を適用する。

1800-650-01　鋼管チャック（ジェット併用バイブロ）
①鋼管チャック　運転１日当り（陸上施工）

名称	形状寸法	単位	数量		摘要
			60kW、90kW、120kW	150kW、200kW、240kW 用	
損料	運転	時間	7.0	7.0	
〃	供用	日	1.50	1.38	

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和７年１０月)　新旧対照表（令和７年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
単-37			番号の削除
			数量の修正
単-38			規格の削除
			単価表の削除
			語句の修正 文言の追記

旧

1800-700-01　深層混合処理機

①深層混合処理機　運転１日当り（陸上深層混合処理杭）　就業８時間

名称	形状寸法	単位	数量 単軸施工				摘要
			27.4KN･m	90KW×120m	90×130m	90kW×2	
主燃料	軽油	ℓ	35	52	52	83	指定事項
運転手	（特殊）	人	1	1	1	1	指定事項
損料(換算)	供用	日	1.59	1.59	1.59	1.59	指定事項

名称	形状寸法	単位	数量 二軸施工			摘要
			45kW×2	55~60kW×2	90kW×2	
主燃料	軽油	ℓ	59	48	77	指定事項
運転手	（特殊）	人	1	1	1	指定事項
損料(換算)	供用	日	1.59	1.59	1.59	指定事項

名称	形状寸法	単位	数量 二軸施工				摘要
			45kW×2	55~60kW×2	75~90kW×2	90kW×2	
主燃	軽油	ℓ	55	45	55	72	指定事項
運転手	（特殊）	人	1	1	1	1	指定事項
損料(換算)	供用	日	1.59	1.59	1.59	1.59	指定事項

名称	形状寸法	単位	数量 二軸施工				摘要
			90kW×2 L≦10m機	90kW×2 L≦20m機	90kW×2 L≦26m機	90kW×2 L≦36m機	
主燃	軽油	ℓ	55	55	72	72	指定事項
運転手	（特殊）	人	1	1	1	1	指定事項
損料(換算)	供用	日	1.59	1.59	1.59	1.59	指定事項

注）馬力はベースマシンを示す。

②深層混合処理機　運転１日当たり（陸上継足式深層混合処理杭）

名称	形状寸法	単位	数量 二軸施工			摘要
			55～60kW×2	75~90kW×2	90kW×2	
主燃料	軽油	ℓ	38	56	56	指定事項
運転手	（特殊）	人	1	1	1	指定事項
損料(換算)	供用	日	1.59	1.59	1.59	指定事項

1800-710-01　スラリープラント

スラリープラント　運転１日当り

名称	形状寸法	単位	数量			摘要
			10m3/h	20m3/h	40m3/h	
損料(換算)	供用	日	1.61	1.61	1.61	指定事項

新

1800-700-01　深層混合処理機

深層混合処理機　運転１日当り（陸上深層混合処理杭）　就業８時間

名称	形状寸法	単位	数量 単軸施工				摘要
			27.4KN･m	90KW×120	90×130m	90kW×2	
主燃料	軽油	ℓ	35	52	52	83	指定事項
運転手	（特殊）	人	1	1	1	1	指定事項
損料(換算)	供用	日	1.61	1.61	1.61	1.61	指定事項

名称	形状寸法	単位	数量 二軸施工			摘要
			45kW×2	55~60kW×2	90kW×2	
主燃料	軽油	ℓ	59	48	77	指定事項
運転手	（特殊）	人	1	1	1	指定事項
損料(換算)	供用	日	1.61	1.61	1.61	指定事項

名称	形状寸法	単位	数量 二軸施工（変位低減型）				摘要
			45kW×2	55~60kW×2	75~90kW×2	90kW×2	
主燃	軽油	ℓ	55	45	55	72	指定事項
運転手	（特殊）	人	1	1	1	1	指定事項
損料(換算)	供用	日	1.61	1.61	1.61	1.61	指定事項

名称	形状寸法	単位	数量 二軸施工（変位低減型）				摘要
				90kW×2 L≦20m機	90kW×2 L≦26m機	90kW×2 L≦36m機	
主燃	軽油	ℓ		55	72	72	指定事項
運転手	（特殊）	人		1	1	1	指定事項
損料(換算)	供用	日		1.61	1.61	1.61	指定事項

注）馬力はベースマシンを示す。

1800-710-01　スラリ　プラント

スラリ　プラント　運転１日当り（陸上深層混合処理杭）

名称	形状寸法	単位	数量			摘要
			10m3/h	20m3/h	40m3/h	
損料(換算)	供用	日	1.61	1.61	1.61	指定事項

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和７年１０月）　新旧対照表（令和７年１０月１日以降積算基準日適用）

旧

単-40

1800-820-01　事前混合処理設備

燃料消費率（空気圧縮機）　軽油　0.187ℓ/kw･hr　（雑材料含む）
〃　（発動発電機）　〃　0.145ℓ/kw･hr　（　〃　）

事前混合処理設備　運転１日当り　就業８時間

名　称	形状寸法	単位	数量		摘　要
			Ｂ500型	Ｂ900型	
主　燃　料	軽　油	ℓ	169	433	
損　料	運　転	時間	5.6		
〃	供　用	日	1.65		

1800-830-01　発動発電機（事前混合処理　陸上）

発動発電機（排出ガス対策型）　運転１日当り

名　称	形状寸法	単位	数量	摘　要
			35kVA　33kW	
主　燃　料	軽　油	ℓ	29	
賃　料		日	1.65	

注）賃料は物価資料による。

単-46

1900-160-01　ボーリングマシン

ボーリングマシン　運転１日当り　就業８時間

名　称	形状寸法	単位	数量		摘　要
			3.7kW級	5.5kW級	
主　燃　料	軽　油		9	10	
損　料	運　転	日	1		ボーリングマシンおよびエンジン
〃	供　用	〃	1.40		
〃	運　転	〃	1		ポンプ（グラウトポンプ）
〃	供　用	〃	1.63		30～70 ℓ／min 4.0kW

新

1800-820-01　事前混合処理設備

燃料消費率（空気圧縮機）　軽油　0.159ℓ/kw･hr　（雑材料含む）
〃　（発動発電機）　〃　0.123ℓ/kw･hr　（　〃　）

事前混合処理設備　運転１日当り　就業８時間

名　称	形状寸法	単位	数量		摘　要
			Ｂ500型	Ｂ900型	
主　燃　料	軽　油	ℓ	145	363	
損　料	運　転	時間	5.6		
〃	供　用	日	1.65		

1800-830-01　発動発電機（事前混合処理　陸上）

発動発電機（排出ガス対策型）　運転１日当り

名　称	形状寸法	単位	数量	摘　要
			35kVA　33kW	
主　燃　料	軽　油	ℓ	25	
賃　料		日	1.65	

注）賃料は物価資料による。

1900-160-01　ボーリングマシン

ボーリングマシン　運転１日当り　就業８時間

名　称	形状寸法	単位	数量		摘　要
			3.7kW級	5.5kW級	
主　燃　料	軽　油		8	10	
損　料	運　転	日	1		ボーリングマシンおよびエンジン
〃	供　用	〃	1.40		
〃	運　転	〃	1		ポンプ（グラウトポンプ）
〃	供　用	〃	1.63		30～70 ℓ／min 4.0kW

摘要

燃料消費率の修正

数量の修正

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(令和７年１０月）　新旧対照表（令和７年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
その他 設計図書等作成要領 他-1-6			語句の修正

旧

番号	用語	用語の定義	解説等
15	質問回答書	入札参加者からの質問に対して、発注者が回答する書面をいう。 **【質問回答書は、設計図書の一部】**	回答については、契約締結時の条件となることから、他の入札参加者に対しても、閲覧により公表等を行う必要がある。
16	予定価格算出用設計書	工事数量総括表を作成する際の基礎資料であり、「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」等の諸基準に基づいて予定価格の根拠を算出した書面をいう。 設計変更が生じた場合にも、請負代金額変更に当たり、受注者と協議する根拠となるものである。 **【予定価格算出用設計書は、参考資料の一部】**	契約上は参考資料であるが、予定価格の根拠を算出したものであり、妥当な工事費用を決定するための重要な資料である。 会計検査等においては、この書類で受検し工事費用の妥当性を説明することとなるため、単価算定資料等の根拠資料も適切に添付する必要がある。
	（暫定版）	積算担当者が作成したものを予定価格算出用設計書（暫定版）という。	積算担当者が積算条件等を入力して作成したもの。
	（確定版）	本部管理者が再計算処理して作成したものを予定価格算出用設計書（確定版）という。	再計算システムに登録されている管理職（本部管理者）が入札日直近の最新単価を用いて作成したもの。
		【予定価格算出用設計書（暫定版）及び予定価格算出用設計書（確定版）は、参考資料の一部】	
17	見積用参考資料	適正な見積りを行わせるために入札参加者へ閲覧させるもので、予定価格算出用設計書及び予定価格算出用設計書（暫定版）の単価欄と金額欄を空白にした書面をいう。 **【見積用参考資料は、参考資料の一部】**	見積用参考資料は、入札額を算定する際に参考とする資料であり、契約上の制約を有しないことから、契約図書の扱いとしない。
18	積算内訳書	予定価格の透明性の一層の向上を図るために公表するもので、工事区分、工種及び種別ごとの数量、金額などを記載した書面をいう。 【積算内訳書は、参考資料】	公表用の積算内訳は、次のような効果や用途を期待している。 ・予定価格の妥当性が明確になる。 ・入札参加者が今後の入札価格の算定において参考とする。 ・受注者が実行予算の算定の参考とする。 ・下請会社が下請価格の算定の参考とする。

新

番号	用語	用語の定義	解説等
15	質問回答書	入札参加者からの質問に対して、発注者が回答する書面をいう。 **【質問回答書は、設計図書の一部】**	回答については、契約締結時の条件となることから、他の入札参加者に対しても、閲覧により公表等を行う必要がある。
16	予定価格算出用設計書	工事数量総括表を作成する際の基礎資料であり、「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」等の諸基準に基づいて予定価格の根拠を算出した書面をいう。 設計変更が生じた場合にも、請負代金額変更に当たり、受注者と協議する根拠となるものである。 **【予定価格算出用設計書は、参考資料の一部】**	契約上は参考資料であるが、予定価格の根拠を算出したものであり、妥当な工事費用を決定するための重要な資料である。 会計検査等においては、この書類で受検し工事費用の妥当性を説明することとなるため、単価算定資料等の根拠資料も適切に添付する必要がある。
	（暫定版）	積算担当者が作成したものを予定価格算出用設計書（暫定版）という。	積算担当者が積算条件等を入力して作成したもの。
	（確定版）	本部管理者が再計算処理して作成したものを予定価格算出用設計書（確定版）という。	再計算システムに登録されている管理職（本庁管理者）が入札日直近の最新単価を用いて作成したもの。
		【予定価格算出用設計書（暫定版）及び予定価格算出用設計書（確定版）は、参考資料の一部】	
17	見積用参考資料	適正な見積りを行わせるために入札参加者へ閲覧させるもので、予定価格算出用設計書及び予定価格算出用設計書（暫定版）の単価欄と金額欄を空白にした書面をいう。 **【見積用参考資料は、参考資料の一部】**	見積用参考資料は、入札額を算定する際に参考とする資料であり、契約上の制約を有しないことから、契約図書の扱いとしない。
18	積算内訳書	予定価格の透明性の一層の向上を図るために公表するもので、工事区分、工種及び種別ごとの数量、金額などを記載した書面をいう。 【積算内訳書は、参考資料】	公表用の積算内訳は、次のような効果や用途を期待している。 ・予定価格の妥当性が明確になる。 ・入札参加者が今後の入札価格の算定において参考とする。 ・受注者が実行予算の算定の参考とする。 ・下請会社が下請価格の算定の参考とする。